

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年7月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400005 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400023 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 27 日の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 27 日

年金事務所からの連絡により、平成 27 年 7 月賞与の記録がないことがわかった。賞与明細を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る A 社の「2015 年夏季賞与」（以下「賞与明細書」という。）及び同社からの賞与の振込先とする株式会社 B 銀行の総合口座通帳から、請求者は、請求期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、33 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400059 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2400001 号

第 1 結論

平成 14 年 2 月 23 日から平成 25 年 1 月 16 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 2 月 23 日から平成 25 年 1 月 16 日まで

私は、平成 14 年 2 月に当時勤務していた会社を退職後自営に転換し、厚生年金保険から国民年金に切り替えて、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付した。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降については、国及び市区町村は当該番号により国民年金の被保険者記録を管理しているところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号（*）により請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成 26 年 6 月 1 日とされており、それより前に請求者が国民年金の被保険者であった記録は確認できない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の基礎年金番号（*）とは別の基礎年金番号が払い出されていることが必要となるところ、日本年金機構は、請求者に対し現在の基礎年金番号以外の基礎年金番号が払い出されていた事実は確認できない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対して別の基礎年金番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間における住所地であったとする A 市は、請求期間の国民年金記録は保存期間を経過しているため確認できない旨回答しており、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張する金融機関（株式会社 B 銀行 C 支店、株式会社 D 銀行 E 支店及び F 郵便局における国民年金保険料の納付状況を管理する株式会社 ゆうちょ銀行 G 貯金事務センター）は、いずれも請求期間当時における国民年金保険料の納付を確認できる資料については保存期間が過ぎている旨回答していることから、請求者の請求期間における国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。